

2024（令和6）年度 学校経営方針

伊賀市立青山中学校

1. 経営方針

伊賀市教育大綱、伊賀市教育委員会教育方針、伊賀市人権同和教育基本方針を踏まえ、さらには、本校の生徒の実態や地域の状況を十分把握し、伊賀市学校教育の柱である「学力の伸長、人権意識の高揚、キャリア意識の確立」に取り組む。

すべての教育活動に対して情熱と使命感を持って臨み、生徒一人ひとりが自尊感情を高め、その個性と能力を伸ばし、確かな自己実現ができるよう「生きる力」を育成する。

生徒も教職員も自らを鍛え、互いに高まりあう関係を築くことによって活力ある学校づくりをめざす。

2. 学校教育目標

確かな学力と豊かな心を持ち、自らを鍛え、仲間とともに高まろうとする生徒の育成

3. めざす生徒像

- 自分を見つめ、「なりたい自分」になるために意欲的に学ぶ生徒
- 自尊心を高め、一人ひとりがお互いの良さを認め、つながり合う生徒
- 自分の将来の生き方を描き、その実現に向けて行動する生徒

4. 努力目標

- (1) 学力の向上 — わかる授業の創造をめざした授業改善と生徒の「主体的な学び」を
 - ・ 教職員間で授業研究・研究協議や教科部会を充実させ、授業力の向上に努める。
 - ・ 生徒個々の学習状況と到達度の把握に努め、実情に即した学習支援を行う。
 - ・ 全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック及び標準学力検査（NRT）の結果を分析するとともに、授業改善に取り組み、授業力の向上を図りながら、個々の生徒の指導に生かし、学ぶ意欲と学力の向上をめざす。
 - ・ 各教科において、タブレット端末を活用して、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて取り組む。【伊賀モデル】
 - ・ 各教科の課題や自主学習ノート（まなびい）などを利用して、家庭学習の習慣をつける。
 - ・ 小学校と連携して、中学校3年生で実用英語技能検定（英検）3級合格をめざす。
 - ・ 読書環境を整え、朝の読書の時間などを活用して読書活動を充実させる。
- (2) 人権教育の充実 — 人権学習や活動を通して、生徒の「人権尊重の精神と豊かな心」を
 - ・ 生徒をとりまく生活実態を的確に把握し、教育活動全般を通して、生徒一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすための人権・部落問題学習に全教職員で取り組む。
 - ・ 人権・同和教育に関する校内研修の充実を図るとともに、校外における研修の機会には積極的に参加する。
 - ・ 生徒が自分自身を見つめ、自らの「生き方」について深く考える機会として、「人との出会い」を中心に置いた、学年人権学習や「青中人権の集い」を計画的に実施する。

- ・ すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、個々の生徒理解に努め、積極的に言葉がけを行うとともに保護者やいじめ問題相談員との連携を密にする。
- ・ 地域と連携し、青山中学校区の幼小中学校と系統的な人権学習を推進する。
- ・ 生徒会活動など、生徒が自主的・主体的に活動する場と機会を保障し、支援する。
- ・ 一人ひとりが生きる喜びを感じ、「ともに生きる力」を育むための「福祉教育」を推進する。

(3) キャリア教育の推進 — 人との出会いや体験活動などを通して、生徒の「生きる力」を

- ・ 夢や目標をもち、自らの進路について主体的にきり拓こうとする意欲を高められるよう「キャリアパスポート」を活用し、進路学習や総合的な学習の内容づくりに努める。
- ・ コミュニケーション能力の向上を図るとともに「道德教育」を中心に生き方を学び、地元企業と連携して「職場体験学習」などの具体的な体験活動や外部講師を招聘した活動を積極的に進める。
- ・ 日常の学校生活全体を通じて、あいさつや言葉遣い、服装など、望ましい基本的生活習慣や社会において必要なマナーの定着を図る。
- ・ 情報の活用や情報モラルなどについての教育を充実する。
- ・ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるために「食育」を推進する。

(4) 開かれた学校づくり — 信頼される学校をめざして

- ・ 保護者や地域との望ましい関係づくりに心がけ、授業参観や体育祭、文化祭など、保護者・地域の方々が生徒の姿やさまざまな教育活動の場面を参観できる機会を設定する。
- ・ 家庭訪問・懇談会などを通して、保護者と対話を生徒の様子を共有し連携を図る。
- ・ 学校だより・学年通信・ホームページなどにより、保護者や地域に情報を発信・共有する。
- ・ 学校と家庭の相互理解を深めるとともに、生徒や保護者による学校評価を実施する。また、学校運営協議会等の意見を取り入れて学校改善に努める。

(5) 働きやすい職場環境づくり

- ・ 「伊賀市学校職員の総勤務時間縮減のための業務改善ポリシー」を遵守し、働き方改革に取り組む。
 - 時間外在校等時間の上限（月45時間以内、年360時間以内）を守る。
 - 会議時間の短縮を行う。
 - 毎週水曜日の定時退校を実行する。など
- ・ 「部活動ガイドライン」に基づき、原則水曜日のノー部活デーや土日どちらか1日の休養日とする。
- ・ 学校安全衛生委員会を定期的開催し、総勤務時間の縮減及び教職員の健康保持などについて協議を行い、具体的な行動につなげる。
- ・ 校内研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高め、不祥事根絶に向けた取組を進める。